

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	第1種又は第2種低層住居専用地域における建築物の高さの限度の適用除外許可	
根拠法令・条項	建築基準法第55条第4項第1号及び同項第2号	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	建築基準法第55条第4項第1号の建築物の高さの許可については、総合設計制度において、同様の許可があるので、こちらと遜色のない基準とする必要があるが、実績がなく、個々の状況による判断の要素が強いことから、法の規定どおりとする。 同項第2号の取り扱いについては、別紙「建築基準法第55条第4項第2号による許可に係る一括同意規準」を規準とするが、適合しない部分については、個別の判断とする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	